

## 技術管理要綱標準様式集(要綱第4条第3項)

### 様式－1 施工計画書(標準様式(規格A4))

施工計画書については、高知県建設工事共通仕様書(以下「仕様書」という。)に提出を義務づけているが、次の事項により作成区分、作成方法等を定める。

#### 1 作成区分

作成区分として、一工事、二工事、三工事に区分する。

##### (1) 一工事

- ・当初請負金額 7,500 万円以上の工事。
- ・急傾斜地崩壊対策工事。

##### (2) 二工事

- ・当初請負金額 2,000 万円以上、7,500 万円未満の工事。

##### (3) 三工事

- ・当初請負金額 500 万円以上、2,000 万円未満の工事。

##### (4) 提出を省略できる工事

- ・緊急を要する工事。
- ・当初請負金額 500 万円未満の工事。

#### 2 作成方法

施工計画書は、高知県建設工事共通仕様書で「請負者は、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。」と規定しており、次の事項を作成区分により記載しなければならない。

##### (1) 工事概要

##### (2) 計画工程表

##### (3) 現場組織表

##### (4) 主要機械・船舶

##### (5) 主要材料

##### (6) 施工方法(仮設備計画を含む)

##### (7) 施工管理計画

##### (8) 緊急時の体制

##### (9) 交通管理

##### (10) 安全管理

##### (11) 現場作業環境の整備

##### (12) 環境対策

##### (13) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法

(建設副産物情報交換システムにより提出)

##### (14) その他

以上の項目について、請負者は契約図書に指定されている事項を工事実行計画に基づき記載しなければならない。

また、工事中は施工計画書どおり実行されているか点検するとともに、内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事に着手する前に施工計画書を変更しなければならない。

なお、監督職員の指示した項目については、詳細な施工計画書を作成するものとする。

#### 3 打合わせ簿

4 一工事・二工事別 目次別一覧表

一般工事(一工事・二工事・三工事)

- (1) 表紙 (一工事・二工事・三工事)
- (2) 目次 (一工事・二工事・三工事)
- (3) 工事概要
  - ア 工事概要 (一工事・二工事・三工事)
- (4) 計画工程 (一工事・二工事)
- (5) 現場組織
  - ア 組織表 (一工事)
  - イ 下請組織 (施工体系図) (一工事) (下請があれば二工事・三工事でも必要)
  - ウ 現場職員経歴表 (一工事)
  - エ 作業主任一覧表 (一工事)
- (6) 主要機械・船舶 (一工事・二工事)
- (7) 主要材料 (一工事・二工事・三工事)
- (8) 施工方法 (仮設備計画を含む)
  - ア 作業フロー (一工事・二工事)
  - イ 施工方法 (一工事・二工事)
  - ウ 仮設備計画 (一工事・二工事)
- (9) 施工管理
  - ア 下請管理 (一工事・二工事)
  - イ 工程管理計画 (一工事・二工事)
  - ウ 品質管理計画表 (一工事・二工事)
  - エ 出来形管理計画表 (一工事・二工事)
  - オ 写真管理計画表 (一工事)
  - カ 段階確認計画・実施表 (一工事・二工事)
  - キ 工事損害影響調査 (一工事・二工事)
  - ク 気象管理 (一工事・二工事)
- (10) 緊急時の体制
  - ア 連絡系統図 (一工事・二工事・三工事)
  - イ 緊急体制組織 (一工事・二工事・三工事)
  - ウ 緊急出動人員等 (一工事・二工事・三工事)
- (11) 交通管理 (一工事・二工事・三工事)
- (12) 安全管理
  - ア 工事安全管理対策 (一工事・二工事・三工事)
  - イ 第三者施設安全管理対策 (一工事・二工事・三工事)
  - ウ 工事安全教育等 (一工事・二工事・三工事)
  - エ 現場備品整備 (一工事・二工事・三工事)
- (13) 現場作業環境の整備 (一工事)

- (14) 環境及び地元対策 (一工事・二工事)
- (15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 (一工事・二工事・三工事)  
(建設副産物情報交換システムにより提出)  
ア 再生資源の利用の促進計画  
イ 産業廃棄物計画
- (16) その他 (一工事・二工事・三工事)

## 5 施工計画書の作成要領

### (1) 表紙の記載事項及び目次

工事番号

工事名

工事場所

表題(施工計画書)

年月日

請負者名

### (2) 打ち合わせ記録(一工事・二工事・三工事)

打ち合わせ出席者(両者複数)

請負者＝現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び現場業務の担当者等。

発注者＝工事を担当する工事監督職員及び主任監督員並びに用地担当職員。

打ち合わせ記録

打ち合わせは、当初から最終までの内容を整理記録すること。

### (3) 工事概要

#### ア 工事概要(一工事・二工事・三工事)

工事番号

工事名

工事場所

工期

請負金額

工事内容 等

イ 位置図(1/50,000程度)、工事平面図(A版縮小図)を添付し、施工特性一覧も添付。

### (4) 計画工程(一工事・二工事)

- ・契約工程の繰越が見込まれるものは、監督職員と協議のうえ標準工期による工事総合工程表を作成すること。
- ・作成に際し進捗率の曲線は、バナナ曲線を描く工程内容を心がけ、定められた期間に余裕のある工期工程を目指した、工程表を作成すること。ただし、当初請負金額が7,500万円未満の工事は進捗率の曲線の作成は省略することができる。
- ・工程の中期、後期には、工程の遅れを回復できる作業工程を検討しておくこと。
- ・工程進捗率については、月毎に計画と実績の出来高を監督職員に報告すること。
- ・重複作業、時間設定作業等、詳細な工程が必要な場合は、パーツ工程表、部分工程表等を作成しなければならない。
- ・作成にあたっては、気象・地質・地下水等により施工に大きな影響が予想される事項については、過去のデータ等を充分調査し、計画に反映させる。

(5) 現場組織(一工事)

ア 組織表

- ・ 工事に従事する構成員による現場組織表を作成する。
- ・ 現場代理人については、夜間、休日等の緊急連絡先を記入する。
- ・ 施工管理については、それぞれの担当区分及び担当者氏名等を記入する。
- ・ 監理技術者、専門技術者を置く場合は、その氏名等を記入する。
- ・ 品質証明（社内検査）対象工事は、品質証明員を記載する。

現 場 組 織 表

現場代理人 TEL	主任技術者 TEL	施工管理	氏 名	TEL
		工程管理		
現場事務所 TEL		品質管理		
		出来形管理		
夜間、休日緊急時 連絡先 TEL (            宅)		写真管理		
		建設副産物管理		
		機械管理		
		機械管理		
		重機管理		
		安全管理		
		労務安全管理		
		交通安全管理		
		安全巡視員		
		事務・労務管理		
		事務・労務		

イ 下請組織

下請がある工事については、(9) アにより作成した、施工体系図をアの組織表に添付すること

ウ 現場職員経歴表

氏名、年齢、経験年数、高知県経験年数及び資格名と資格番号等を記載するとともに、資格免許等の写しを添付。

エ 作業主任一覧表

工事施工において、資格等の免許が必要な作業については、請負者の責任において免許等の確認と管理を行うための一覧表を作成する。

資格等種別、氏名、年齢、主任の正副別及び資格番号等を記載。

(6) 主要機械・船舶（一工事・二工事）

使用する主要な機械等について、契約目的物を適正に施工できる機械等の機械名、規格、台数、

使用工種等を記載する。

(7) 主要材料(一工事・二工事・三工事)

使用する主要な材料について、品名、規格寸法、予定数量、製造者、納入者名、品質証明、搬入時期等を記載するとともに、事前に使用承諾を得なければならない。

なお、材料確認及び試験方法等については、品質管理計画表に記載すること。

(8) 施工方法(当初請負金額5,000万円以上)

ア 作業フロー(一工事・二工事)

主要な工種毎の施工順序をフロー化し、施工方法の要点及び留意事項を記述する。

例：主要な工種

路側擁壁工

以下の項目をフロー図化する。

伐開、測量、丁張り設置、床堀、基礎工、鉄筋組立工、型枠工、コンクリート打設工、打ち継ぎ工、養生工、型枠除去工、埋め戻し工、段階毎の確認等。

フロー図の中の以上の項目に、段階検査や簡単な施工方法等の要点、留意事項等を記載する。

イ 施工方法(一工事・二工事)

準備工から始まる各工種の施工順序毎、作業段階毎に施工方法、施工要点、留意事項、関係機関との調整、地下埋設物等の支障物件等について図面、アのフロー図等を併用し解りやすく記載する。

ウ 仮設備計画(一工事・二工事)

工事に関する仮設備の構造、配置計画について位置図、概略図等を用いた具体的に記載する。また、安全を確認する方法として、応力計算等を添付する。

なお、一工事、二工事、三工事の区別なく請負者は全ての仮設備において、応力計算等安全を確認できるものを備えておかななくてはならない。

その他、間接的設備として仮設建物、材料、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備を記載する。

(9) 施工管理

仕様書及び高知県建設工事技術管理要綱(以下「管理要綱」という)等に従い、次に定める事項を管理しなければならない。

ア 下請管理(一工事・二工事・三工事)

下請施工については、施工体制台帳、施工体系図を利用し、全ての下請施工について、下請契約書の写しを添付し提出しなければならない。作成は施工体系図の写しに、下請負者枠の下欄に下請負金額を、また最下段に下請負金額の合計及び比率(合計金額、比率は再下請負以下を除く)を記入のうえ下請契約書を添付し提出する。

イ 工程管理計画(一工事・二工事)

総合工程表に基づき、計画と実績を対比し管理を行う。

工事の実施過程で計画とのずれが生じた場合や、工事内容の変更(指示含む)があった場合は、必要に応じ計画工程を見直さなければならない。

ウ 品質管理計画表(一工事・二工事)

使用する材料等について、工種、種別、試験項目、試験方法、規格値、試験基準、摘要等を記載した品質管理計画を作成しなければならない。

エ 出来形管理計画表(一工事・二工事)

管理要綱に定められた基準に従い、工種、種別、測定項目、規格値、測定基準、管理方法、測定箇所及び摘要等を記載し、出来形管理計画を作成しなければならない。

オ 写真管理計画表(一工事)

写真によって管理する区分、工種、撮影項目、撮影頻度、撮影時期及び摘要等を記載し、写真管理計画を作成しなければならない。

カ 段階確認計画・実施表(一工事・二工事)

ア) 段階確認計画表(一工事・二工事)

仕様書及び管理要綱等に規定する監督職員の確認、立会、承諾等を得て施工するものについては、当初設計、変更指示事項等の作業工程毎に、種別、確認項目、確認時期、確認の程度、協議指示等を記載する段階確認の計画表を作成しなければならない。

イ) 段階確認実施表 (一工事・二工事)

段階確認計画表の項目について、監督職員に前もって確認工程等を打ち合わせ、段階確認を実施した記録を保管し検査時に提出しなければならない。

キ 工事損害影響調査 (一工事・二工事)

- ・ 工事作業内容により考えられる影響調査については、「事前」「影響追跡」「事後」の各調査を、工事着手前に監督職員と協議のうえ、各々の専門家による調査をする。
- ・ 通常は、「振動」「騒音」「水質汚濁」「水脈遮断」等が考えられる。
- ・ 施工により第三者に損害の影響が考えられる場合は、工事損害事前調査の有無を確認する。
- ・ 工事損害事前調査がない場合は、監督職員と協議し、場合により、請負者の責任に置いて調査をする。
- ・ 指定工法以外により工事を施工する場合は、請負者の責任に置いて工事損害事前調査をすること、また、監督職員と協議すること。

ク 気象管理 (一工事・二工事)

陸上作業については、工事現場における降雨、気温、出水等過去のデータ及び地域聞き取り等により特徴を把握するとともに、これらを観測し作業工程に反映さし、また、安全管理に利用しなくてはならない。

海上作業については、気象状態、地形により波浪等は各現場で異なり、作業可能判定は一般的な天気予報での判断が困難なため、各現場において観測の必要がある。

これら観測については、監督職員と協議し定めること。

- (10) 緊急時の体制(一工事・二工事・三工事)大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生または、その恐れがある場合の体制と対策、緊急出動可能人員及び機械機材等について記載。

また、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。系統図には、夜間・日祭日における連絡先も記入する。

ア 連絡系統図

現場事務所、現場代理人、主任又は監理技術者、施工者の本社又は支店、隣接工事事務所及び現場代理人、主な工種の下請負者。

発注者の事務所等(監督職員への連絡方法を含む)。

警察署等、労働基準監督署、消防署、病院、その他関係機関。

通報責任者を指定し氏名を記載。

イ 緊急体制組織

事故、災害発生等緊急時に即応できるよう、災害対策組織を編成し記載する。

不慮の事故が発生した場合には、早急に発注者に報告を行う。

ウ 緊急出動人員等

職員及び作業人数

重機械類の種別規格等

機材資材の種類と数量等

(11) 交通管理 (一工事・二工事)

工事に伴う交通処理及び交通対策について、現場状況に応じた交通処理計画を記載する。

迂回路を設ける場合には、迂回路の図面及び安全施設、案内標識の配置図並びに交通誘導員等の配置についても記載する。

工事施工にあたっては、交通渋滞を抑える為、路線の交通特性等充分検討（交通ピーク時をはずす、事前告知等）のうえ、規制計画を立てる。

また、具体的な安全施設設置計画、交通誘導員等の配置計画、支道及び出入り口対策、主要資材の搬入搬出経路、指定された工事用道路の維持管理・補修方法、過積載防止対策等について記載する。

(12) 安全管理 (一工事・二工事・三工事)

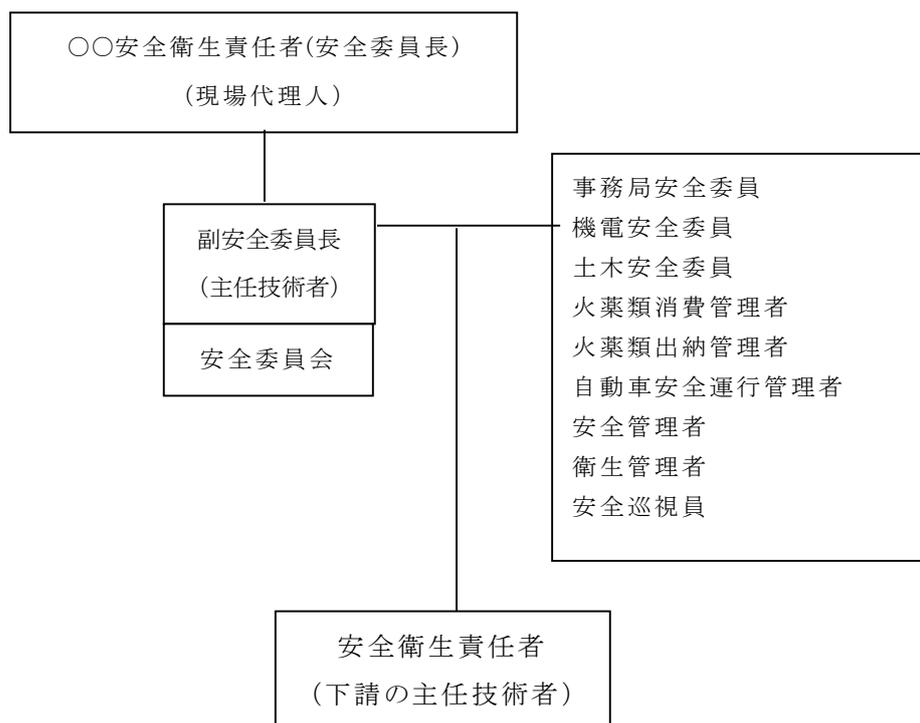
工事作業による、作業員及び地域周辺の安全を期するための組織体制と安全教育等を行い、安全の確保を図るための管理について記載する。

安全管理に必要な各々の責任者や組織体制及び活動方針を記載し、着手から工事引渡完了までの期間は、作業員を始め第三者の安全を確保する。

ア 工事安全管理対策

ア) 安全管理組織(安全協議会等を含む)

労働安全衛生法で定められた責任者に応じて、氏名等各々記載する。



イ) 安全協議会等の組織の結成

工事現場が近接工事、重複工事などにより、地域が煩雑となる場合は、関連する請負者及び下請負者は、安全協議会等の組織を結成し安全の確保を図らなくてはならない。

ウ) 作業安全管理

主な工種の施工について、作業内容方法に対して安全対策項目を、列記する。

例・山腹掘削工

- ①地形状況、気象予報等の確認
- ②降雨集水経路、漏水、含水量等作業施工条件の確認
- ③掘削時監視要員の配置及び作業員の避難方法、場所の確保
- ④地山土質の締め固まり度等の確認
- ⑤掘削作業員の安全保安防護具の装着の確認
- ⑥作業中の下方通行安全確保等の確認
- ⑦落石等の仮設防護柵設置及び補修点検の確認 等

エ) 安全確認体制

- ・危険物取り扱いと保管安全確認。
- ・作業方法手順の安全確保と安全確認等。
- ・作業有資格者と免許の確認。
- ・作業安全防護具の着用確認。
- ・作業機械等の整備点検
- ・保安設備の設置及び点検補修の確認  
(工事、交通、安全等標識、足場安全防護柵等)
- ・工事期間中の安全パトロール  
(工事期間中は、安全管理組織において現場パトロール体制や保安要員を定め安全を図る。)
- ・事故発生被災者宅等連絡方法
- ・その他必要事項

イ 第三者施設安全管理対策

家屋、商店、鉄道、ガス、電気、上下水道等の第三者施設に近接して工事を施工する場合は、事故等を想定した応急対策を計画する。

ウ 工事安全教育等

工事安全管理活動として、教育、訓練及び活動計画等の安全管理実施予定計画を作成し参加人員、開催頻度等の実績を記録する。

ア) 安全衛生教育

現場に労働者を新規雇い入れた場合または、作業内容を変更した場合は、労務安全管理により教育を行う。教育終了後、作業に従事した者について、安全な行動が定着するまで指導する。

イ) 安全管理活動

朝礼、K Y活動、安全会議、安全訓練等の場所、参加予定者、内容、頻度について記載し、安全巡視員を定め現場内及び周辺の監視・連絡による安全確保を行う。

工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割り当て、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施する。

エ 現場備品整備

契約書、仕様書、設計図書、高知県建設工事技術管理要綱、年度毎研修資料及び労働安全衛生法等の関係法令、並びに技術指針等、その他工事施工に必要と思われる参考書を備え付け、施工の各段階毎に確認を行う。

(13) 現場作業環境の整備（一工事）

現場作業環境の整備に関して記載する。

ア 仮設関係

- ・工事説明・工事完成予想図の掲示。
- ・仮囲いの美装、フラワーポット等の設置。

イ 安全関係

- ・バリケードのカラー化及びイメージキャラクターの貼り付け。
- ・工事標識のマンガ化。

ウ 営繕関係

- ・現場事務所内外の高級化及び内外の美装。
- ・作業員休憩所・食堂の設置と飾り付け。
- ・手洗い・洗面台の設置。

エ イメージアップ対策の内容

オ その他

(14) 環境及び地元対策（一工事・二工事）

現場周辺の環境保全について対策、方法等を記載する。

工事施工に当たって配慮すべき対策項目は、

- ①工事関係＝工事施工の周辺住民等への周知、施工工程の周知、作業日作業時間等の周知、苦情処理対策等
- ②公害関係＝騒音、振動、排水、塵埃、煤煙、粉塵、水質汚濁等。
- ③交通関係＝工事車両、資材運搬車両等の関係車両による沿道障害等。
- ④作業関係＝作業障害、作業員地元対応、工事用地外の土地使用等。
- ⑤現場関係＝作業資材等の整理整頓、作業終了時整理と安全、工事完成後の整理整頓等。

(15) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法（一工事・二工事・三工事）

（建設副産物情報交換システムにより提出）

建設副産物対策の責任者を定める。

ア 再生資源利用計画書・実施書（一工事・二工事）

再生資源利用促進計画書・実施書（一工事・二工事）

建設副産物の取り扱いは、リサイクル法で作成が義務づけられた工事について、再生資源利用及び再生資源利用促進の計画書と実施書を建設副産物情報交換システムにより作成し提出しなければならない。

イ 産業廃棄物計画書・実施書（一工事・二工事）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃掃法）に関するものについては、種類、産廃物判定方法及び処理委託業者名（建設廃棄物を運搬（委託）・処分を行う場合）、廃棄場所等による計画書を作成し実施書をマニフェスト等により管理し建設副産物情報交換システムにより提出しなければならない。

(16) その他（一工事・二工事・三工事）

工事に関する官公庁等への手続き。  
法令、条例等の申請及び許可。  
社内検査等の方法。  
設計、施工等工事に対して提案事項。  
その他工事に必要と思われる事項を記載。

## 6 その他の施工計画書工事別目次一覧表

### 工場製作工事

（現場工事がある場合は、一般  
工事（一工事）の施工計画書  
を別冊で加える。）

表紙

打合わせ記録

目次

#### 1 工事概

ア 工事概要

#### 2 計画工程表

#### 3 現場組織

ア 組織表

イ 下請組織（施工体系図）

ウ 現場職員経歴表

エ 作業主任一覧

#### 4 主要機械・船舶

#### 5 使用材料

#### 6 施工方法

ア 作業フロー

イ 施工方法

#### 7 施工管理

ア 工程管理計画

イ 品質管理計画表

ウ 出来形管理計画表

エ 写真管理計画表

オ 段階検査計画表

カ 段階検査実施表

#### 8 輸送計画

ア 輸送経路

イ 輸送計画

#### 9 交通管理

### ポストテンション桁製作工事

（一般工事（一工事）の施工計画書  
の15番目に以下の項目を加える。）

#### 10 安全管理

ア 工事安全管理対策

イ 第三者施設安全管理対策

ウ 工事安全教育等

エ 現場備品整備

#### 14 その他

#### 15 桁製作計画

ア PC鋼材、鉄筋、型枠の取り扱い

イ 主桁製作台、型枠の構造及び取り扱い

ウ PC鋼材の配置及び支持間隔

エ コンクリートの製造及び運搬

オ コンクリート打込、養生及び施工方法

カ コンクリート品質管理

キ 緊張管理計画

ク 試験装置及び主要機械器具

ケ グラウト施工及び品質管理

コ 作業分担

サ 安全管理

（一般工事の安全管理に加える。）

シ その他必要事項